

令和6年度 所定疾患施設療養費の公表

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(以下に記載)を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に算定いたします。

施設では所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全につなげていきたいと考えております。以下に実施状況を報告させていただきます。

【 対象となる疾患 】

- ① 肺炎 ② 尿路感染症 ③ 带状疱疹 ④ 蜂窩織炎

【 算定要件 】

- ① 対象となる疾患により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われた場合に1月に1回、連続する7日間を限度とし算定すること。
 - ② 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。
 - ③ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【 主な検査・治療内容 】

尿路感染	尿検査、血液検査、抗生素の点滴注射や内服等
肺炎	聴診、胸部レントゲン、血液検査、抗生素の点滴注射や内服、喀痰吸引、酸素吸入等
帯状疱疹	抗ウイルス薬や鎮痛剤の投与、軟膏塗布等
蜂窩織炎	血液検査、抗生素の点滴注射や内服、抗菌薬による薬物療法等

所定疾患施設療養費に係る治療費の実施状況